

## IV 年度計画

### 1 平成30年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、平成30年3月28日付けで、平成30年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、

#### (1) 平成30年8月29日付けで、糖価調整事業費等の予算を変更（砂糖勘定）

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11協定」という。）の年度内発効の蓋然性が高まる中、輸入加糖調製品からの調整金徴収業務の実施に向けた準備に要する支出予算の増額が必要となったことから、糖価調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置

#### (2) 平成30年9月11日付けで、畜産振興事業費、野菜農業振興事業費、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の予算を変更（畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定及びでん粉勘定）

ア 農林水産省からの要請に基づき、平成30年梅雨前線豪雨等災害緊急支援対策として畜産振興事業を拡充（一部新規）して実施することに伴い、畜産振興事業費の所要額が追加されたことによる措置（畜産勘定）

イ 平成29年秋以降の天候不順の影響により平成30年2月まで価格が高騰したこと等により、契約野菜収入確保モデル事業に係る支出の増額に対応するため野菜農業振興事業費の所要額を追加したことによる措置（野菜勘定）

ウ 改元に伴うシステム改修及び交付金単価の年度内改定に対応しうるシステム整備の必要が生じたことから、糖価調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

エ 改元に伴うシステム改修の必要が生じたことから、でん粉価格調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置（でん粉勘定）

#### (3) 平成30年11月2日付けで、畜産振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

農林水産省からの要請に基づき、平成30年北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号畜産支援対策として畜産振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

#### (4) 平成30年11月20日付けで、畜産振興事業費及び糖価調整事業費の予算を変更（畜産勘定及び砂糖勘定）

ア 農林水産省からの要請に基づき、自然災害等による停電時に備えるための畜産支援対策として畜産振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産振興事業費の所要額が追加されたことによる措置（畜産勘定）

イ TPP11協定の発効（平成30年12月30日、以下同じ）に向け、砂糖・でん粉業務システム開発に係る支出予算の増額が必要となったことから、糖価調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

(5) 平成31年1月22日付けで、指定野菜価格安定対策事業費及び糖価調整事業費の予算を変更（野菜勘定及び砂糖勘定）

ア 好天による豊作で野菜の卸売価格が平年を下回り交付金の交付額が平年を上回ったこと、また、収入保険の開始に伴う対象出荷期間の変更等により、野菜生産出荷安定事業費の所要額を追加したことによる措置（野菜勘定）

イ T P P 11協定の発効に伴い、輸入加糖調製品からの調整金の徴収業務に係る支出予算額の増額が必要となったことから、糖価調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

(6) 平成31年2月6日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

農林水産省からの要請に基づき、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨等畜産支援対策として、畜産業振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置

(7) 平成31年2月15日付けで、畜産振興事業費、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の予算を変更（畜産勘定、砂糖勘定及びでん粉勘定）

ア 農林水産省の要請に基づき、平成30年度第2次補正予算により措置された畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業及び国産乳製品等競争力強化対策事業について、畜産業振興事業を拡充して実施することに伴い、畜産業振興事業費の所要額が追加されたことによる措置（畜産勘定）

イ T P P 11協定の発効に伴い、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の生産者交付金単価が年度内改定されたことにより、糖価調整事業費に係る支出予算額を追加したことによる措置及び平成29年産でん菜が豊作であったことから、調整金収入のうち国庫納付に係る額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

ウ 平成29年産でん粉原料用かんしょの不作に伴い、調整金収入のうち国庫納付に係る額を追加したことによる措置（でん粉勘定）

エ T P P 11協定の発効に伴う輸入加糖調製品からの調整金の徴収業務に関し、その実施に向けた準備経費について、平成30年度第2次補正予算により措置されたこと、及び当該業務に係る人件費を増額変更したことによる措置（砂糖勘定）

(8) 平成31年3月19日付けで、年度計画の記述を変更

T P P 11協定の発効に伴い、中期計画において肉用牛肥育経営安定特別対策事業（以下「牛マルキン」という。）及び養豚経営安定対策事業（以下「豚マルキン」という。）の法制化、指定食肉の価格安定制度の廃止、輸入加糖調製品からの調整金の徴収等を踏まえた記述に変更したことから、年度計画の該当項目を同様に変更したこと等による措置

するため、年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。

## 2 事業内容の概要

平成30事業年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

(1) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という。）の規定による次の業務を行う。

- ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（従来は（２）の事業として実施されていたものが、ＴＰＰ11協定の発効に伴い法制化されたもの。）
  - イ 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付
  - ウ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
  - エ ウの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
  - オ エの業務に伴う指定乳製品等の保管
  - カ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
  - キ 指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡し（ＴＰＰ11協定の発効に伴い廃止）
  - ク キの業務に伴う指定食肉の保管（ＴＰＰ11協定の発効に伴い廃止）
  - ケ 農林水産省令で定めるところにより、畜安法第５条第１項又は第２項の認定を受けた指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助（ＴＰＰ11協定の発効に伴い廃止）
- （２）畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- （３）旧農畜産業振興事業団法により行われた出資に係る株式又は持分の管理及び処分に関する業務を行う。
- （４）野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という。）の規定により次の業務を行う。
- ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
  - イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
  - ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- （５）野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- （６）砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）の規定により次の業務を行う。なお、次のウの業務についてはＴＰＰ11協定の発効以後に開始。
- ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
  - イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
  - ウ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し（ＴＰＰ11協定の発効以後）
  - エ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
  - オ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
  - カ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- （７）砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための補助事業の事業実施主体に対する指導監督を行う。
- （８）畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。
- （９）肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という。）

の規定による次の業務を行う。

ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付

イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付

(10) (1) ~ (9) の業務に附帯する業務を行う。

3 平成30年度の業務運営に関する計画（平成30年度計画）

次ページより、平成30年度の業務運営に関する計画（平成30年度計画）を転載。

## 独立行政法人農畜産業振興機構平成 30 年度計画

制定：平成30年 3 月28日付け29農畜機第6972号  
変更：平成30年 8 月29日付け30農畜機第3072号  
変更：平成30年 9 月11日付け30農畜機第3316号  
変更：平成30年11月 2 日付け30農畜機第4307号  
変更：平成30年11月20日付け30農畜機第4656号  
変更：平成31年 1 月22日付け30農畜機第5833号  
変更：平成31年 2 月 6 日付け30農畜機第6256号  
変更：平成31年 2 月15日付け30農畜機第6456号  
変更：平成31年 3 月19日付け30農畜機第7463号

### 第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

##### （1）経営安定対策

##### ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

###### （ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。

###### （イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

###### （ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。

###### （エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

##### イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

###### （ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

###### （イ）交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に、ホームページで公表する。

##### ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対

象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

## (2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

## 2 畜産（酪農・乳業）関係業務

### (1) 経営安定対策

#### ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に、ホームページで公表する。

#### イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

#### (ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。

#### (イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

### (2) 需給調整・価格安定対策

#### ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた平成 30 年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等

の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律(昭和 36 年法律第 183 号)に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。

#### イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

### (3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。

## 3 野菜関係業務

### (1) 経営安定対策

#### ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

#### イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。

#### ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

#### エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成 31 年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。

カ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組み

を公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 調査テーマの重点化

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がTPP11協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成30年度の実施状況及び平成31年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

ア アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

イ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

6 TPP等政策大綱への対応

総合的なTPP等関連政策大綱(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。)では、TPP又は日EU経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携(国からの通知を含む)の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 業務運営の効率化による経費の削減

#### (1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

#### (2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

### 2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

### 3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

### 4 業務執行の改善

#### (1) 業務全体の点検・評価

ア 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

イ 平成29年度及び前中期目標の期間における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

ウ 第三者機関による平成29年度及び前中期目標の期間における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

#### (2) 補助事業の審査・評価

平成29年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じて業務の見直しを行う。

### 5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

## 6 補助事業の効率化等

### (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

### (2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

イ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。

ウ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

エ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

オ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法の改善を行う。

カ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。

(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

## 7 ICTの活用による業務の効率化

TPP等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ICTの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。

## 8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、

交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成30年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	508	24	291	525	389	136	359	734	2,441
国庫補助金			2,850						2,850
その他の政府交付金	34,936	29,899		9,449	9,449		135	219	74,638
業務収入	44	47,810		56,719	44,904	11,814		1,094	105,668
拠出金	11,358								11,358
負担金			4,139						4,139
納付金			3,974						3,974
資金より受入	147,103	20,953	5,974					54	174,083
借入金				32,429	32,429	-			32,429
諸収入	6,213		206				161	517	7,097
計	200,162	98,686	17,434	99,122	87,171	11,950	655	2,618	418,677
支出									
業務経費	205,795	97,808	17,143	71,144	59,084	12,060	375		392,264
借入金償還				33,456	33,456	-			33,456
人件費	508	175	291	386	290	95	280	951	2,591
一般管理費								1,663	1,663
その他支出				64	64				64
計	206,303	97,982	17,434	105,050	92,895	12,155	655	2,614	430,039

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	472	24					124	173	793
その他の政府交付金	34,936	5,609					135	210	40,890
業務収入	44								44
拠出金	11,358								11,358
調整資金より受入	34,079								34,079
畜産業振興資金より受入	113,024	20,953						54	134,030
諸収入	6,213						107	226	6,546
計	200,127	26,585					365	662	227,740
支出									
業務経費	185,851	26,561					242		212,654
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	30,039								30,039
畜産業振興事業費	155,679	26,561							182,240
情報収集提供事業費	60						242		302
その他業務経費	73								73
肉用子牛勘定へ繰入	13,803							11	13,814
人件費	472	24					124	386	1,006
一般管理費								258	258
計	200,127	26,585					365	655	227,732

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
その他の政府交付金		24,290						10	24,300
業務収入		47,810						1,094	48,905
諸収入								19	19
計		72,101						1,123	73,224
支出									
業務経費		71,246							71,246
加工原料乳補給金等事業費		36,309							36,309
輸入乳製品売買事業費		34,937							34,937
人件費		151						74	226
一般管理費								1,049	1,049
計		71,398						1,123	72,521

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			291				46	20	357
国庫補助金			2,850						2,850
野菜事業負担金			4,139						4,139
野菜事業納付金			3,974						3,974
野菜生産出荷安定資金より受入			5,974						5,974
諸収入			206				55	266	526
計			17,434				100	286	17,821
支出									
業務経費			17,143				55		17,198
野菜生産出荷安定事業費			14,608						14,608
野菜農業振興事業費			2,535						2,535
情報収集提供事業費							55		55
人件費			291				46	160	497
一般管理費								126	126
計			17,434				100	286	17,821

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				389	389		146	390	926
その他の政府交付金				9,449	9,449				9,449
業務収入				44,904	44,904				44,904
借入金				32,429	32,429				32,429
諸収入								4	4
計				87,171	87,171		146	395	87,712
支出									
業務経費				59,084	59,084		50		59,134
糖価調整事業費				39,847	39,847				39,847
国庫納付金				19,237	19,237				19,237
情報収集提供事業費							50		50
借入金償還				33,456	33,456				33,456
人件費				290	290		96	236	623
一般管理費								158	158
その他支出				64	64				64
計				92,895	92,895		146	395	93,436

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				136		136	43	132	311
業務収入				11,814		11,814			11,814
借入金				-		-			-
諸収入								1	1
計				11,950		11,950	43	132	12,126
支出									
業務経費				12,060		12,060	29		12,089
でん粉価格調整事業費				5,899		5,899			5,899
国庫納付金				6,160		6,160			6,160
情報収集提供事業費							29		29
借入金償還				-		-			-
人件費				95		95	14	74	183
一般管理費								59	59
計				12,155		12,155	43	132	12,330

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	36							19	54
畜産勘定より受入	13,803							11	13,814
諸収入								2	2
計	13,839							31	13,870
支出									
業務経費	19,944								19,944
肉用子牛補給金等事業費	19,944								19,944
人件費	36							20	56
一般管理費								14	14
計	19,979							35	20,014

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

平成30年度収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	212,559	96,396	16,378	71,594	59,439	12,155	655	2,642	400,224
経常費用	212,559	96,396	16,378	71,594	59,439	12,155	655	2,642	400,224
業務経費	205,779	96,212	16,074	71,144	59,084	12,060	375		389,584
資金繰入	6,257								6,257
人件費	508	183	291	386	290	95	280	963	2,611
一般管理費								1,651	1,651
その他支出				64	64				64
減価償却費	15	1	12	0	0	0		29	56
収益の部	206,420	98,184	16,378	66,693	54,742	11,950	655	3,059	391,388
経常収益	200,209	98,184	16,378	66,693	54,742	11,950	655	2,639	384,757
運営費交付金収益	508	24	291	525	389	136	359	734	2,441
補助金等収益	199,654	50,852	15,868	9,449	9,449		135	273	276,231
業務収入	44	47,309		56,719	44,904	11,814		1,106	105,178
資産見返運営費交付金戻入				0	0	0		7	7
資産見返補助金戻入			12					2	14
諸収入	2		206				161	516	885
臨時利益	6,211							420	6,631
過年度補助事業費返還金等	6,211								6,211
退職給付引当金戻入益								420	420
純利益（△純損失）	△ 6,139	1,788	-	△ 4,901	△ 4,696	△ 205	-	416	△ 8,836

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	206,383	26,585					365	662	233,996
経常費用	206,383	26,585					365	662	233,996
業務経費	185,850	26,561					242		212,653
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	30,039								30,039
畜産業振興事業費	155,679	26,561							182,240
情報収集提供事業費	60						242		302
その他業務経費	72								72
肉用子牛勘定へ繰入	13,803							11	13,814
畜産業振興資金繰入	6,257								6,257
人件費	472	24					124	386	1,006
一般管理費								253	253
減価償却費								13	13
収益の部	206,384	26,585					365	662	233,997
経常収益	200,173	26,585					365	662	227,786
運営費交付金収益	472	24					124	173	793
補助金等収益	199,654	26,561					135	263	226,614
業務収入	44								44
諸収入	2						107	226	334
臨時利益	6,211								6,211
過年度補助事業費返還金等	6,211								6,211
純利益（△純損失）	1	-					-	-	1

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		69,811						1,135	70,946
経常費用		69,811						1,135	70,946
業務経費		69,650							69,650
加工原料乳補給金等事業費		36,309							36,309
輸入乳製品売買事業費		33,341							33,341
人件費		160						86	246
一般管理費								1,049	1,049
減価償却費		1							1
収益の部		71,599						1,135	72,734
経常収益		71,599						1,135	72,734
補助金等収益		24,290						10	24,300
業務収入		47,309						1,106	48,415
諸収入								19	19
純利益（△純損失）		1,788						-	1,788

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			16,378				100	286	16,764
経常費用			16,378				100	286	16,764
業務経費			16,074				55		16,129
野菜生産出荷安定事業費			13,539						13,539
野菜農業振興事業費			2,535						2,535
情報収集提供事業費							55		55
人件費			291				46	160	497
一般管理費								118	118
減価償却費			12					7	20
収益の部			16,378				100	706	17,184
経常収益			16,378				100	286	16,764
運営費交付金収益			291				46	20	357
補助金等収益			15,868						15,868
資産見返補助金戻入			12						12
諸収入			206				55	266	526
臨時利益								420	420
退職給付引当金戻入益								420	420
純利益（△純損失）			-				-	420	420

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				59,439	59,439		146	401	59,986
経常費用				59,439	59,439		146	401	59,986
業務経費				59,084	59,084		50		59,134
糖価調整事業費				39,847	39,847				39,847
国庫納付金				19,237	19,237				19,237
情報収集提供事業費							50		50
人件費				290	290		96	236	623
一般管理費								158	158
その他支出				64	64				64
減価償却費				0	0			6	6
収益の部				54,742	54,742		146	401	55,289
経常収益				54,742	54,742		146	401	55,289
運営費交付金収益				389	389		146	390	926
補助金等収益				9,449	9,449				9,449
業務収入				44,904	44,904				44,904
資産見返運営費交付金戻入				0	0			5	5
資産見返補助金戻入								2	2
諸収入								4	4
純利益（△純損失）				△ 4,696	△ 4,696		-	-	△ 4,696

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				12,155		12,155	43	134	12,333
経常費用				12,155		12,155	43	134	12,333
業務経費				12,060		12,060	29		12,089
でん粉価格調整事業費				5,899		5,899			5,899
国庫納付金				6,160		6,160			6,160
情報収集提供事業費							29		29
人件費				95		95	14	74	183
一般管理費								59	59
減価償却費				0		0		2	2
収益の部				11,950		11,950	43	134	12,128
経常収益				11,950		11,950	43	134	12,128
運営費交付金収益				136		136	43	132	311
業務収入				11,814		11,814			11,814
資産見返運営費交付金戻入				0		0		2	2
諸収入								0	0
純利益（△純損失）				△ 205		△ 205	-	-	△ 205

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	19,979							35	20,014
経常費用	19,979							35	20,014
業務経費	19,929								19,929
肉用子牛補給金等事業費	19,929								19,929
人件費	36							20	56
一般管理費								14	14
減価償却費	15								15
収益の部	13,839							31	13,870
経常収益	13,839							31	13,870
運営費交付金収益	36							19	54
畜産勘定より受入	13,803							11	13,814
諸収入								2	2
純利益（△純損失）	△ 6,140							△ 4	△ 6,144

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

### 3 資金計画

#### 平成30年度資金計画

##### (1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係	砂糖	でん粉	情報収集提供	法人共通	合計
資金支出	346,550	127,148	25,967	111,629	96,197	15,431	664	13,743	625,699
業務活動による支出	233,814	96,386	17,856	67,160	55,004	12,155	664	2,688	418,567
投資活動による支出								5	5
財務活動による支出	5,506	1	2	40,365	40,365	-		15	45,889
次年度への繰越金	107,230	30,760	8,109	4,104	828	3,276		11,034	161,237
資金収入	346,550	127,148	25,967	111,629	96,197	15,431	664	13,743	625,699
業務活動による収入	53,060	77,199	11,460	67,982	56,032	11,950	655	2,609	212,965
投資活動による収入			14,500					2,500	17,000
財務活動による収入				39,338	39,338	-			39,338
前年度繰越金	293,490	49,948	7	4,309	828	3,481	8	8,634	356,396

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	340,374	26,585					369	3,888	371,215
業務活動による支出	227,653	26,585					369	715	255,322
投資活動による支出								5	5
財務活動による支出	5,492							15	5,507
次年度への繰越金	107,230							3,152	110,381
資金収入	340,374	26,585					369	3,888	371,215
業務活動による収入	53,024	5,600					365	641	59,631
投資活動による収入								2,500	2,500
前年度繰越金	287,350	20,985					3	746	309,084

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		100,563						1,135	101,697
業務活動による支出		69,802						1,123	70,925
財務活動による支出		1							1
次年度への繰越金		30,760						12	30,772
資金収入		100,563						1,135	101,697
業務活動による収入		71,599						1,135	72,734
前年度繰越金		28,963							28,963

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			25,967				100	8,077	34,145
業務活動による支出			17,856				100	286	18,242
財務活動による支出			2						2
次年度への繰越金			8,109					7,791	15,901
資金収入			25,967				100	8,077	34,145
業務活動による収入			11,460				100	286	11,846
投資活動による収入			14,500						14,500
前年度繰越金			7					7,791	7,798

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				96,197	96,197		146	395	96,738
業務活動による支出				55,004	55,004		146	395	55,545
財務活動による支出				40,365	40,365				40,365
次年度への繰越金				828	828				828
資金収入				96,197	96,197		146	395	96,738
業務活動による収入				56,032	56,032		146	394	56,572
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				39,338	39,338				39,338
前年度繰越金				828	828				828

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				15,431		15,431	48	141	15,621
業務活動による支出				12,155		12,155	48	141	12,345
財務活動による支出				-		-			-
次年度への繰越金				3,276		3,276			3,276
資金収入				15,431		15,431	48	141	15,621
業務活動による収入				11,950		11,950	43	132	12,126
投資活動による収入								0	0
財務活動による収入				-		-			-
前年度繰越金				3,481		3,481	5	9	3,495

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

## (7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	19,979							117	20,097
業務活動による支出	19,965							38	20,003
財務活動による支出	15								15
次年度への繰越金								79	79
資金収入	19,979							117	20,097
業務活動による収入	13,839							31	13,870
前年度繰越金	6,140							87	6,227

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

#### 4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

#### 5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月 2 回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

#### 第 4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4 億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円とする。

#### 第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  
予定なし

第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。

エ 平成30年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された平成30年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。

ア 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等

(イ) 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等

(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修等

イ 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

(ア) 会計関連研修として、会計事務職員研修

(イ) 広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修

(ウ) 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

(エ) 監査関連研修として、内部監査研修等

(オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修

(カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修

### 3 情報公開の推進

#### (1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第 1 項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

#### (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を 9 月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を 9 月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

#### 4 消費者等への広報

##### (1) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

ウ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

##### (2) ホームページの機能強化

ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。

ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。

イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

#### 5 情報セキュリティ対策の向上

(1) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

##### (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画

予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第 8 条第 1 項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第 1 号ニからチまでに規定する業務、同条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てることとする。